

時評

辺野古から考える 「法の支配」の現在



早稲田大学
岡田正則

司 法制度改革から20年近くが経った。“行政に対する司法のチェック機能の向上”がそこでの重要な課題であったが、安倍政権になってからの最高裁判決をみると、それはすでに過去の課題になってしまったかのようである。

辺 野古埋立てをめぐる訴訟は、司法権が行政の専横と違法を的確にチェックして自己の存在意義を示す格好の機会であった。しかし、これまでのところ、最高裁はその役割を果たそうとしていない。

2016年12月20日の最高裁判決は、前知事の埋立承認処分は違法とまではいえないので現知事はこれを取り消してはならない、と判断した。仮に裁判所の目から見て「違法とまではいえない」処分であっても、担当行政庁はこれを取り消すことができる、というのが判例・通説である。最高裁は、まともな説明をすることもなくこれを覆してしまった。

加えて、この訴訟は、本来レフェリー役であるはずの国土交通大臣が、事業者である沖縄防衛局の代役となって、沖縄県知事を事業に従わせるため提起したものであった。一事業者の利

益を図るために大臣がその権限を行使するのは、明らかに地方自治法違反の権限濫用である。最高裁はこれを排斥しなければならなかったのである。

も う一つが、本年3月26日の判決である。この判決で最高裁は、沖縄防衛局長は「私人」として事業を行っているので「私人」として審査請求の申立人になりうる、という国交大臣の主張を追認した。国の埋立事業に対する知事の「承認」は、通常の事業者(私人)に対する「免許」とは異なり、手続が簡略で、都道府県の監督を排除した事業実施を可能にするものであるが、最高裁はこうした違いを棚上げして、「承認も免許も埋立工事に着手できるようにする点で同じ」と判断した。仮に出先機関の局長が「私人」であれば、法人としての「国」が申立人になるはずであるが、最高裁はこうした矛盾も無視した。

こ れらに前後して、厚木基地判決(2016年12月)と君が代再雇用判決(2018年7月)もあった。

厚木判決は、「相当深刻な騒音被害」が生じていても国が「相応の対策」をとっているので自衛隊機運航の差止めは認められない、として高裁判決を破棄した。「相応の対策」をとっていても「相当深刻な被害」が生じている事態への対応が問われているのに、最高裁は子ども騙しの理屈で差止めを否定したのである。

君が代再雇用判決は、君が代斉唱時の不起立に対する戒告処分だけを理由とする都教委の再

雇用拒否を適法だと判断して、高裁判決を破棄した。従前の勤務成績を無視しても採用権者の裁量の範囲内だというのであるが、これは明らかに判例に反する判断である。

4 つの判決にはいくつかの共通点がある。

まず、これらの判決は、判断部分において必要とされる判例の引用を行っていない。その場のしのぎの判断基準(らしきもの)で結論を正当化しているので、今後、“判例”の整合的な理解に混乱をもたらすであろう。

次に、これらの判決には反対意見が付されていない。いずれも社会的な関心の高い事件であるが、最高裁の裁判官にとって、結論はそれほど自明だったのであろうか。補足意見すら厚木判決に1つ付されただけである。各裁判官は、説明を拒否して権力の殻の中に閉じこもってしまったようにみえる。

さらに、これらはいずれも“国家への忠誠”の強要を容認した判決である。権力の専横を抑止すべき裁判所が、切実な救済の訴えに鈍感になり、“国家への忠誠”のところで思考停止状態になっているとすれば、それは、公共システムの根幹が崩壊の危機に瀕しているということである。

今 日の世界を見渡すと、こうした「法の支配」の危機は広くみられる現象になっている(岡田ほか編訳「法の支配と法治主義」を参照)。次世代のために法律家が果たすべき役割は、きわめて大きい。

(おかだ まさのり)